

運用 1（水利施設等整備事業）

第 1 趣旨

水利施設等整備事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1 の第 1 から第 7 までの規定並びに別表及び別記様式第 1 号から第 18 号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 1 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 1 及び 6 並びに第 3 の 6 (2)、(4) 及び (5)	都道府県営	県営
第 3 の 1 (1)	受益面積がおおむね 200 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のもの	受益面積については、当分の間、水田については 100 ヘクタール、畑地については 50 ヘクタール以上、かつ、末端支配面積については、当分の間、5 ヘクタール以上のもの、ただし、畑地については末端支配面積の制限を設けない
第 3 の 1 (2)	受益面積がおおむね 100 ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね 20 ヘクタール以上のもの	受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの。なお、当分の間、末端支配面積の制限を設けない
第 3 の 1 (3)	末端支配面積がおおむね 100 ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね 200 ヘクタール以上のもの	末端支配面積がおおむね 5 ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね 100 ヘクタール以上のもの
第 3 の 1 (4)	末端支配面積がおおむね 20 ヘクタールのものの受益面積の合計がおおむね 100 ヘクタール以上のもの	受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上のもの。なお、当分の間、末端支配面積の制限を設けない
第 3 の 3 (1) 及び 4 (1)	200 ヘクタール	100 ヘクタール

第3の5(2)	(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島(北海道又は奄美群島に属するものを除く。)の地域内において行うものにあつては、おおむね10ヘクタール)以上であり	以上であり
別記様式第16号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第17号	農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第18号	都道府県知事 殿 (北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿)	沖縄県知事 殿 (内閣府沖縄総合事務局長 殿)